

# 海洋都市 横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言 ロゴマーク募集



「海洋都市 横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」  
の趣旨を広め、活動を推進していくシンボルとなるロゴマークのデザインを募集します!

## 海洋都市 横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

私たちは、海から生まれました。  
そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。  
豊富な海産物や美しい景観、マリンレジャーに適した環境など、豊かな海から  
さまざまな恩恵を受けています。  
しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、  
生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。  
この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。  
その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。  
「海洋都市 横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、  
海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和2年(2020年)9月15日  
横須賀市長 上地 克明

お問合せ 横須賀市経営企画部都市戦略課  
TEL 046-822-8258 E-mail [upi-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:upi-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp)

詳細は裏面をご覧ください

# 海洋都市 横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言ロゴマーク 募集要項



詳細は以下およびWEBサイト（右記QR）をご覧ください。

|               |  |
|---------------|--|
| 趣旨            | 近年、世界規模での課題となっている海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、私たち一人一人が「自分ごと」としてとらえ、行動していくシンボルとなるロゴマークのデザインを募集します。  |
| デザイン<br>コンセプト | ①横須賀の魅力が伝わるデザイン<br>海や緑といった市民が横須賀の魅力と感じている豊かな自然環境がイメージできるもの。<br>②海洋プラスチックごみ対策の行動につながるデザイン<br>市民一人一人が主体的に取り組んでいくためのシンボルとなるもの。<br>③未来につなぐデザイン<br>横須賀にとって特別な存在である海を未来に引き継ぐために、今だけでなく、未来のことも考え行動することにつながるもの。  |
| 応募規定          | (1) 上記コンセプトを考慮したデザインをお考えください。<br>(2) ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベットにより「横須賀」を入れてください。<br>(3) 色数は自由ですが、白黒・単色での使用も考慮したデザインとしてください。<br>(4) 名刺やチラシ、ピンバッジなどでの使用を想定したデザインとしてください。<br>(5) 拡大・縮小してもイメージを損なわないデザインとしてください。<br>(6) 10×10cm以内のサイズにしてください。  |
| 応募資格          | どなたでも応募できます。 ※応募者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です  |
| 募集期間          | 令和3年1月26日（火）から2月15日（月）まで   |
| 応募方法          | 一人3点まで応募可能（デジタルデータまたは手書きのもの）<br>作品票とデザインを電子メールまたは郵送にて提出してください。作品票は1作品ごとに1枚添付してください。<br>■デジタルデータの場合 ・作品データと作品票を電子データで提出してください。<br>作品データのファイル形式：PNG、JPEG、GIF、PDFのいずれか（4MB以内）<br>■手書きの場合 ・作成した作品（原本）と作品票を折らずに郵送で提出してください。<br>※採用された場合、後日編集可能な形式（AI形式）でのデータ送付をお願いすることがあります。  |
| 選考方法<br>入賞    | 関係者による審査を行い、3月上旬に最優秀作品1点を決定します。<br>副賞 5万円  |
| 結果発表          | 令和3年3月5日頃<br>※選考結果は、採用作品の応募者に通知するとともに、市WEBサイト、広報紙等で公表します。  |
| ロゴマーク<br>の活用  | 「海洋都市 横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」の趣旨・取組等を広く周知するため、各種印刷物やWEBサイト、関連グッズなどで活用します。また、市の判断により、本宣言に賛同する事業者等による使用を認める場合があります。   |
| 諸権利等          | (1) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、使用权、商標権等、その他一切の権利は、横須賀市に帰属します。また採用作品考案者は該当作品に対し著作権者人格権を行使しないものとします。<br>(2) 採用作品は副賞をもって横須賀市が買い取ることとし、その他の使用料等は発生しません。<br>(3) 採用作品について、横須賀市がデザインの修正、加工またはデジタル化等の調整する場合があります。また、デザインの調整に関連して、考案者と打ち合わせをお願いすることがあります。   |
| 応募上の<br>注意事項  | (1) 応募作品は、応募者が独自にデザインした国内外で未発表のもので、第三者の著作権や商標、その他の権利を侵害しない作品に限ります。応募作品が、既発表のデザインと同一または酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合も含む）、法令に反する場合または本要項に反している場合は、選考結果の発表後であっても採用を取り消し、副賞を返還していただきます。<br>(2) 採用作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決していただきます。横須賀市は一切の責任を負いません。なお、作品に関連して横須賀市が損害を被った場合は、損害を補償していただく場合があります。<br>(3) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。<br>(4) 応募受付通知および不採用通知は行いません。また選考結果に関する問い合わせには回答いたしません。<br>(5) 応募後の作品の修正はできません。また、応募作品は返却しません。<br>(6) 応募者の個人情報（住所、氏名、居所（市町村名）、職業）は作品の選考等のために使用し、それ以外の目的に使用しません。なお、採用作品の発表等にあたっては、考案者の氏名、居所（市町村名）、職業について公表する場合があります。<br>(7) 本要項に定めのない事項については、市の判断により決定いたします。<br>(8) 応募者は、応募した時点で本募集要項の記載内容に同意したものとみなします。 |
| 問合せ先          | 横須賀市経営企画部都市戦略課<br>TEL 046-822-8258 E-mail <a href="mailto:upi-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp">upi-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp</a>   |